

公益財団法人 永光墓園使用規定

第1条（使用規定）

この規定は、公益財団法人永光墓園（以下、「本霊園」と言います。）の墓地使用について定めたもので、使用者はこの規定に従って下さい。

第2条（使用目的）

本霊園は、焼骨の埋蔵及び墓碑等の建設以外に使用できません。

第3条（使用資格）

本霊園は国籍宗教等の如何を問わず、どなたでも使用出来ます。

第4条（永代使用料及び管理料）

本霊園を使用される方は、別に定める永代使用料（第12条で共同墓地に改葬した後の共同墓地使用料を含む）及び霊園の維持管理（個人墓地内を含まず）及び環境整備のための費用として、管理料を所定の時期に納入して下さい。

第5条（墓地永代貸付之証）

1. 墓地永代貸付之証は永代使用料及び管理料を完納後直に発行します。
2. 証書を紛失又は汚損された場合或いは記載内容に変更が生じたときは、速やかに再交付を受けて下さい。

第6条（自由墓地の工事の承認と指定施工者）

1. 墓碑の建設その他設備工事は墓地永代貸付之証発行の日から2年以内に完成して下さい。
2. 本霊園に於ける工事は、原則として霊園指定業者以外は出来ません。但し、やむを得ない事情により、指定業者以外の業者が施工する場合は、指定業者と同様に本霊園の定める規準に従うこととし、管理者に事前に届出て承認を受けて下さい。

第7条（墓地内の設備制限）

1. 自由墓地内の墓碑その他の設備は次の規準に従って下さい。
 - (1) 盛土の高さは45cm以内とします。
 - (2) 囲障の高さは盛土の上端から40cm以内とし生垣は禁じます。
 - (3) 墓碑等の高さは、福岡中央霊園、不知火霊園ともにG.L（低い位置から測定）から2.8m以内とし、10㎡以上の墓地は3m以内とします。
 - (4) 植樹は高さ1m以内、その数は3㎡につき1本とし、若し他に迷惑を及ぼす場合は、使用者の負担に於いて管理者が処理します。
2. 完成墓地・特選完成墓地内の設備及び植樹は本霊園が行うもの以外は禁じます。

第8条（補償及び補修）

使用者はその責に帰すべき理由により、隣接地に迷惑を及ぼす場合又は芝生その他を損傷した場合は、使用者の責任と負担により補償又は補修していただきます。

第9条（埋葬及び改葬手続）

収蔵及び改葬のときは、法令に定める市町村長等の発行する埋（火）葬・改葬許可書に霊園所定の埋（改）葬申込書を添えて、管理者に事前に届出て承認を受けて下さい。

第10条（死体埋葬の禁止）

本霊園には死体の埋葬は出来ません。

第11条（永代使用料・管理料の返却）

解約の場合、次の定めに従い、永代使用料・管理料を返却します。この場合、墓地永代貸付之証をお返し下さい。

1. 規格墓地・自由墓地の永代使用料は、その1/3を返却します。ただし、墓石代は除きます。
2. 管理料は、経過年数により月割で計算して払戻します。（永代管理料を除く。）
3. 本霊園が、規格墓地の墓石を解体・撤去する場合、解約による返金額から解体撤去料を控除します。なお、自由墓地は、使用者の負担において解体・撤去していただきます。

第12条（使用許可取消し）

1. 次のいずれかに該当するときは、霊園の使用許可を取消します。この場合、前条の規定は適用されず、受領済みの永代使用料・管理料は返却しません。
 - (1) 許可目的以外に霊園を利用するとき。
 - (2) 使用者が有償無償にかかわらず第三者に譲渡又は転貸したとき。
 - (3) 自由墓地において、使用許可後2年以内に墓碑を建立しなかったとき。
 - (4) 使用者が無届けで3年間管理料を納入しないとき。
 - (5) その他本規定に違反したとき。
2. 前項各号により使用許可を取り消した後、1か月以内に埋葬の引き取りがないときは、本霊園が設置する福岡中央霊園内の共同墓地に改葬します。

第13条（使用権の承継）

墓地使用権は相続により承継することができます。この場合管理者に届出て所定の手続きをして下さい。

第14条（墓地の返還及び帰属）

使用者中の墓地が不要になったときは、原状に復し、墓地永代貸付之証に返還理由書を添付して返還して下さい。その墓地は本霊園に帰属します。

第15条（不可抗力等による事故の責任）

天災地変等の不可抗力による事故又は第三者による行為によって生じた事故については、霊園は一切責任を負いません。

第16条（規定に定めない事項）

この規定に定めのない事項が生じた場合はその都度管理者が定めます。

第17条（規定の改正）

法令が改正された場合及び管理者が適当と認めたときはこの規定を改正することがあります。

平成29年4月1日一部改正